

串間市公告第11号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年2月26日

串間市長 島田 俊 光



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区

- (1) 都井地区
- (2) 市木地区
- (3) 奈留・仲別府・古大内・長野地区
- (4) 本城地区
- (5) 木代地区
- (6) 天神・郡元地区
- (7) 穂佐ヶ原・霧島・城山・松尾地区
- (8) 大平・中原・広野・片野地区
- (9) 奴久見地区
- (10) 上代田・下代田地区
- (11) 鹿谷地区
- (12) 奈留川原田地区
- (13) 本城榊崎地区
- (14) 秋山地区
- (15) 塩屋原地区①
- (16) 塩屋原地区②

2 縦覧場所

串間市役所の掲示板及び農業振興課

3 縦覧期間

令和7年2月27日～令和7年3月12日

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の案についての意見書を記載の上、串間市農業振興課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。